

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子 様

まちづくり環境委員長 宍 戸 治 重

まちづくり環境委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成22年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成22年10月25日（月）から10月27日（水）まで

2 視察先

丸亀市（香川県）、高松市（香川県）、高知市（高知県）

3 視察項目

(1) 「環境にやさしい事業所登録制度」（丸亀市）

本市では、平成19年3月に「循環・共生・協働のまち みたか」を目指して、三鷹市環境基本計画を改定した。改定後4年間で取り組む重点的な事項については、市民・事業者・市が「協働で取り組む3大プロジェクト」としている。第一は、市民参加と各主体の学ぶ意欲の増大のための「環境保全意欲増進・拡大プロジェクト」、第二に、地球温暖化対策のための「温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト」、第三に、文化的環境が確保され自然環境と共生する「快適環境空間創造プロジェクト」である。そして、これらの取り組みを推進するため「みたか環境活動推進会議」を設置し、市民の環境保全意欲増進に向けた啓発活動などを実施している。また、先導的な環境活動を行っている市民・団体・事業者を表彰する「環境活動表彰」を実施している。

このような状況を前提として、本市における環境行政のあり方を検討する参考とするため、先進事例である香川県丸亀市の「環境にやさしい事業所登録制度」について視察を行った。

(2) 「商店街で取り組むタウンマネージメントプログラム（高松丸亀町商店街）」（高松市）

本市の商店数（小売業）は平成6年以降減少傾向が続いており、商店街は、

後継者問題や空き店舗・商店会未加入店舗の存在などの課題があり、厳しい状況となっている。今後は、都市的な生活の要望にきめ細かくこたえることで消費者需要等を的確に商品化・サービス化する商業・生活関連サービス業として価値創造都市型産業の振興を図る必要がある。本市では、商店街活性化や地域活性化のため、平成15年度に策定した「商店街振興プラン」や「産業振興計画2010」に基づき、商店会の自発的な取り組みへの各種補助制度等により支援している。さらに、市内経済の活性化・雇用の創出・市民生活の質の向上を図り、産業と生活が共生する持続可能な高環境・高福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいる。

このような状況を前提として、本市における商店街活性化事業のあり方を検討する参考とするため、先進事例である香川県高松市の「商店街で取り組むタウンマネジメントプログラム（高松丸亀町商店街）」について視察を行った。

(3) 「公園芝生化事業」（高松市）

本市では、環境安全都市の実現のために、一つの事業所として、市民センター等では環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO14001の認証を受けている。また、東三鷹学園三鷹市立第一小学校及び北野小学校では、都市の環境問題を解決するために有効とされる校庭の芝生化を行っている。しかし、芝生化には幾つかの課題もあることから、市役所中庭でも実証実験による研究ができないかと検討を進めてきた。そこで、東京都の「地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金」に申請したところ、本市も選定され、市役所中庭の一部を芝生化しているところである。

このような状況を前提として、本市における環境行政のあり方を検討する参考とするため、先進事例である香川県高松市の公園芝生化事業について視察を行った。

(4) 「企業誘致支援・企業立地助成対象事業」（高知市）

本市では、平成16年3月に「三鷹市産業振興計画2010」を策定し、計画に基づいて企業誘致に関する条例制定の検討を進め、平成22年10月に「三鷹市都市型産業誘致条例」が制定された。この条例は、市内に積極的に企業を誘致することにより、既存事業者を含めた市内の産業の活性化や新たな雇用の創出を図るものである。同時に、都市型産業の誘致を促進することにより、市内経済の活性化・雇用の創出・市民生活の質の向上を図り、産業と生活が共生する持続可能な高環境・高福祉のまちづくりに寄与することを目的としている。

このような状況を前提として、本市における企業誘致施策のあり方を検討する参考とするため、先進事例である高知県高知市の企業誘致支援・企業立地助成対象事業について視察を行った。

4 出張者

(1) まちづくり環境委員

宍戸 治重、谷口 敏也、川原 純子、加藤 浩司、伊藤 俊明、
栗原 健治

(2) 同行職員

生活環境部長 高畑 智一

(3) 随員職員

議会事務局議事係 黒崎 晶

環境にやさしい事業所登録制度

1 制度導入の目的及び経緯

丸亀市では、環境問題に対する市民の意識が高まる中、事業所などでの「環境マネジメントシステム」に関する国際規格であるISO14001の認証を取得する事業所がふえていた。しかし、ISO14001の認証を取得するには費用や時間がかかるため、すべての事業所がこの認証を取得し、環境保全に取り組むことができる状況ではなかった。

丸亀市ではすべての事業所が環境に配慮した事業活動に取り組むことを目指すため、平成11年度に策定した環境基本計画において「エコショップ制度」の導入を検討することを重点目標にした。

これを受けて、先進的に取り組んでいた大分県の「エコおおいた推進事業所登録制度」を参考に検討を進め、平成14年3月に丸亀市内における事業所の自主的かつ積極的環境保全に係る取り組みや活動を広げていくことを目的として、「環境にやさしい事業所登録制度」を創設した。

2 取り組みの概要・特色

(1) 登録対象と制度の流れ

登録対象は丸亀市内で事業活動を行っている事業所で、法人、団体、個人を問わず、支店、支社なども含めている。現在、登録されている事業所の業種については、建設業、製造業が多く、続いてサービス業が多くなっている。

登録を希望する事業者は、事業活動に伴う環境負荷の把握を行い、環境負荷を低減するための取り組み目標を3つ以上自主的に定める。取り組み目標や事業内容などを登録申込書に記入し、市へ提出する。市では登録内容を確認した後、登録証と登録事業所であることを表示したステッカーを交付する。また、環境に配慮した事業活動を行っていることを示すため、シンボルマークを名刺や印刷物などに刷り込んで使用できる。事業者は登録した目標の達成に向けて、取り組みを実践し、市が毎年5月に登録事業所に対して取り組み状況の調査を行う。その後、取り組み結果に応じて目標や実践方法の見直しを行い、継続的な改善を行う。



シンボルマーク
(丸亀市「環境にやさしい事業所登録制度」抜粋)

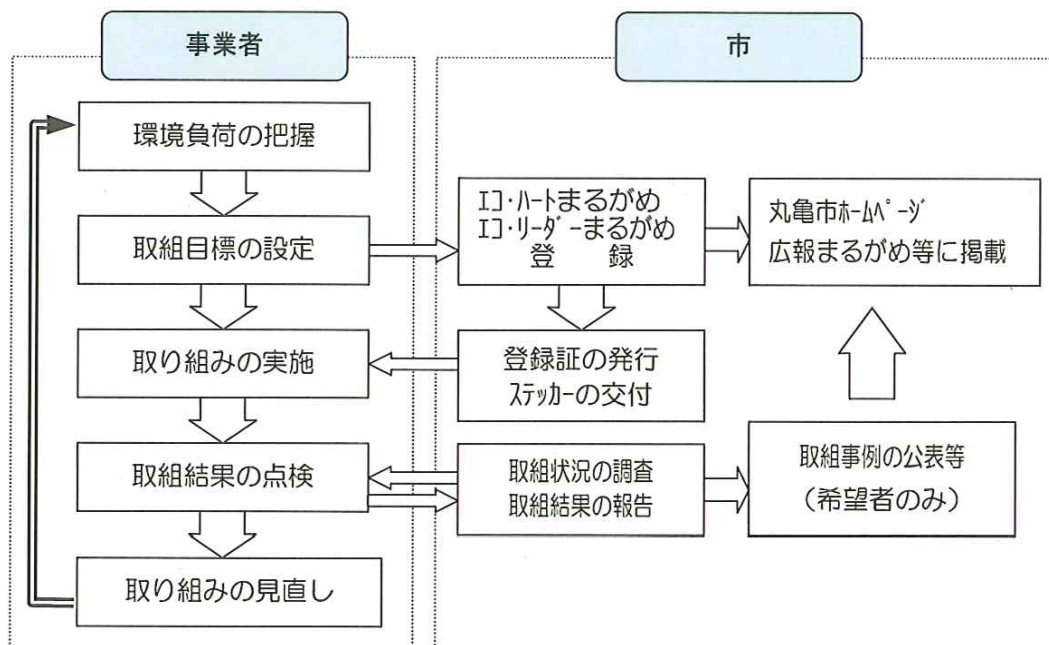
(2) 特色

環境にやさしい事業所の登録は2種類ある。

多くの事業所に登録してもらえるよう、数値目標を設定する「エコ・リーダーまるがめ」と身近な取り組みを目標とする「エコ・ハートまるがめ」の2種類を用意している。「エコ・リーダーまるがめ」は数値による取り組み目標を3つ以上定めるとともに、事業活動が環境に与える影響などの把握を行い、率先して環境負荷の低減に努めるものである。電気使用量や燃料使用量などの実績値、温室効果ガス排出量、日常業務での活動内容等をエコ・ノートに記入するとともに、取り組み結果の報告が求められる。一方、「エコ・ハートまるがめ」は取り組み目標を3つ以上定めて、身近なところから環境に配慮した行動を実践してもらうこととし、実績値の把握を必須とはしていない。また、一部の事業所から、環境にやさしい事業所に対する取引等の優遇制度の創設を求める意見があったため、平成20年度より丸亀市独自の発注者別評価点を加算して建設工事入札参加資格の審査を行うこととなった。

(3) 経費

登録証やステッカーの印刷に使用する消耗品の費用として1万円程度、環境講演会（取り組み結果の報告会を兼ねている）の会場費等として3万円程度を支出している。



丸亀市「環境にやさしい事業所登録制度」報告書抜粋

3 取り組みの効果・成果

- (1) 毎年1回取り組み状況の調査を実施しているが、多くの事業所で積極的に取り組んでおり、使用電力量や燃料等の実績値において削減効果が見られ、従業員の環境意識向上につながっている。
- (2) 環境にやさしい事業所に対する取引等の優遇制度を平成20年度から創設したことにより、平成20年度は前年度より登録事業所件数が32件増加した。

4 今後の課題

- (1) 平成17年3月の合併により、丸亀市となった旧綾歌町及び旧飯山町地区の事業所への普及啓発
- (2) 取り組み結果の報告がない事業所に対する対応
- (3) 登録事業所をふやすための意見交換会の開催

◎ 主な質疑

- ・環境にやさしい事業所登録制度とISO14001との関連について
- ・環境にやさしい事業所登録制度の導入による効果について
- ・シンボルマークの採用に至る経過について
- ・市と登録事業所の取り組み報告会の手法と今後のあり方について
- ・市の取り組みの市民へのPR等について

◎ 主な提供資料

- ・環境にやさしい事業所登録の手引
- ・環境にやさしい事業所取組状況調査結果報告書
- ・丸亀市環境にやさしい事業所登録事業実施要綱
- ・エコ・ノート
- ・平成22年度丸亀市議会概要

高松市

商店街で取り組むタウンマネジメントプログラム（高松丸亀町商店街）

1 事業導入の目的及び経緯

高松市は、四国の北東部、香川県のほぼ中心に位置する県庁所在地で、国の出先機関や民間企業の支店などが多く進出し、四国の政治、経済、文化の中核都市として発展した。高松丸亀町商店街は、高松城址の南に延びる全長470メートルの、築城以来約420年の伝統ある商店街であり、北は三越高松店に隣接している。高松市の中央商店街では昭和50年代後半ごろから、モータリゼーションの進展や市民ニーズの多様化などにより歩行者通行量の減少が見られるようになった。このため、高松丸亀町商店街振興組合では、みずから駐車場やコミュニティ施設を整備するなど将来の商店街のあり方に早い時期から危機感を持ち、今後にもぎわいのある商店街として存続するための議論がなされ、平成2年度に再開発計画を策定し、積極的に商店街の再生に取り組むこととなった。

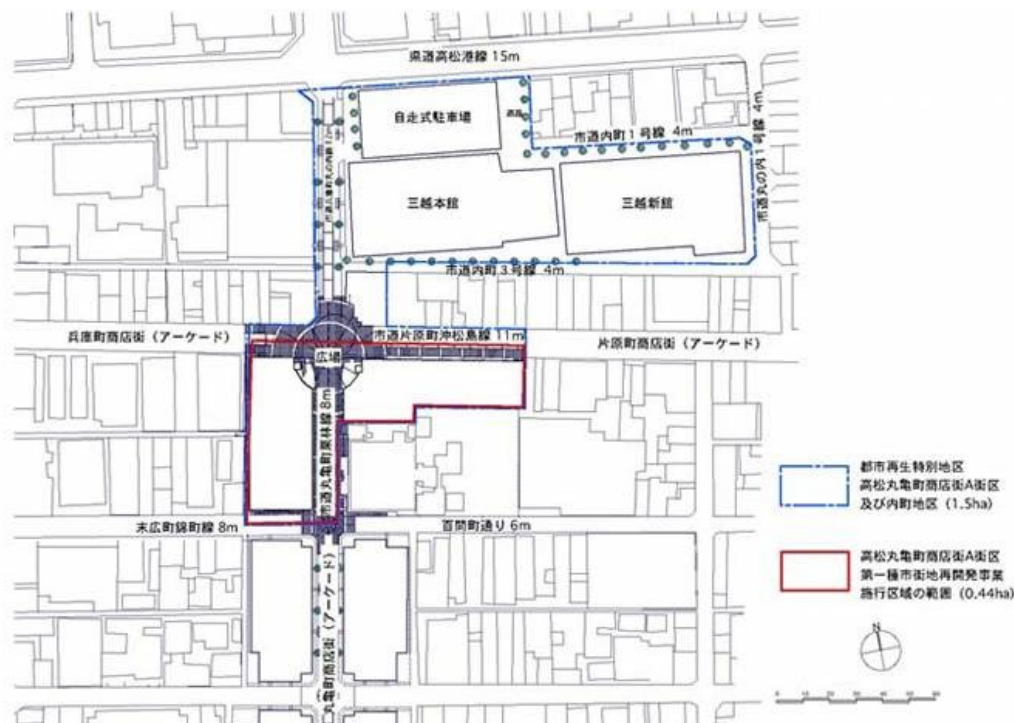
2 事業の概要・特徴

(1) 事業の概要

丸亀町の再開発事業は、「人が住み、人が集うまち」を目指して高松丸亀町商店街振興組合が構想から約20年かけて独自の研究を重ねてきた事業である。また、高松丸亀町商店街が「出会い」、「賑わい」、「おもてなし」にあふれ、買い物だけでなく、暮らしのさまざまなシーンで楽しめる商店街になることを目指し、さらに、高齢化社会にも対応できる、優しく住みよいまちに変わろうとしている。

丸亀町商店街再開発事業では、全長470メートルの商店街をA～Gの7つの街区に分け、それぞれの街区に特徴を持たせることを目的としてきた。特に、A街区では、商店街にふさわしいまち並みの実現と快適な都心居住空間を創出するとともに、隣接するほかの商店街や百貨店と一体となって高松市中央商店街の北の玄関としてにぎわいと憩いのあるまちづくりを進めるための都市計画の提案が権利者からなされ、平成16年4月に「A街区・内町街区」約1.5haにおいて都市再生特別地区が都市計画決定された。その他の街区でも、共同建てかえによる小規模連鎖により円滑な事業推進を図り、商店街全体を一つのショッピングモールにしていこうとする計画を策定しているところである。また、この再開発事業は公園や飲食店、生活雑貨店や福祉サービスなど、これまで高松丸亀町商店街に不足していた機能を段階的に補っていく計画である。中心市街地の空洞化を改善するとともに、生活感あふれる商店街づくりも目指し、さまざまな利便施設や医療施設が充実している中心市街地の利便性を生かした快

適な生活が送れる住宅の整備も行うことにより、中心市街地の居住人口の増加と活性化が期待されている。



高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業の計画図

(高松市まちなか再生課ホームページより)

(2) 事業の特徴

再開発の特徴は、地元住民が中心となって第三セクターのまちづくり会社を組織化し、高松丸亀町まちづくり株式会社が商店街全体をマネジメントしていくことである。具体的には、まちづくり会社がディベロッパーとなって保留床を取得し、再開発ビルを経営し、再開発ビル以外でも、まちに必要な機能をコミュニティビジネスとして行っている。すなわち、商店街全体を一つのショッピングセンターと見立て、業種の偏りを是正し、商店街全体のテナントミックス（業種混合支援）を行うことで商店や施設を適材適所に配置することを目指している。このように、まちづくり会社は、タウンマネジメントと言われるさまざまな機能を果たすことで、まち全体の活性化を推進する、まちづくりのエンジンとしての役割を担っている。

高松丸亀町まちづくり株式会社は行政からの出資比率を5%とした民間主導型の第三セクターである。イニシャルコストについては行政の支援を一部受けているが、ランニングコストは自主財源で賄うよう収支計画を立てている。利益については地元へ還元することを目的としており、従来の企業ディベロッパーと異なっており、このような民間主導型の市街地再開発は、全国でも初の

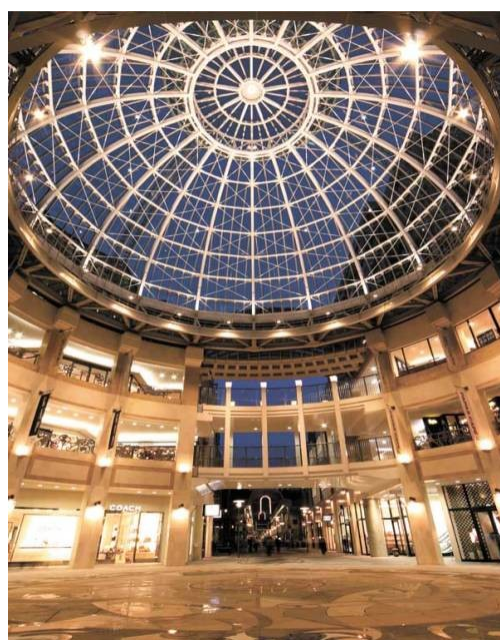
試みである。

3 事業の効果

平成19年度に高松丸亀町商店街A街区市街地再開発関連事業が完了したことにより、商業・サービスの魅力強化が図られるとともに、魅力的な空間が創造されており、A街区（高松丸亀町壱番街）では従前の約3倍の売り上げとなったほか、その周辺では、歩行者通行量が増加し、空き店舗は減少するなど、事業の効果があらわれている。

4 今後の整備予定

高松丸亀町商店街北端のA街区（高松丸亀町壱番街）からC街区（高松丸亀町商店街参番街）まで、高い開放性や特徴あるデザイン、排煙・耐火性等の防災性能、耐久性・維持管理等、環境負荷などにも配慮したアーケードの整備を平成22年10月に着工し、平成23年3月に完成予定である。アーケードは、ビルの4階屋根に相当する高さ21メートルで、再開発ビルで支えることにより路面の柱を極力減らすほか、ガラス製の屋根材を組み合わせた開閉装置を持たないシンプルな構造の耐久性にすぐれたものとしている。A街区を初めB・C街区及び街路整備事業など、これまでに実施した事業との大きな相乗効果が期待され、A街区からC街区までが、商業ビル・ドーム・広場・街路が一体となった快適で魅力ある商業空間として一新される。



平成19年7月14日に完成した「三町ドーム」
(高松市まちなか再生課ホームページより)

◎ 主な質疑

- ・高松丸亀町商店街のタウンマネジメントの基本的な考え方について
- ・高松丸亀町商店街の店舗の構成について
- ・高松丸亀町商店街振興組合と高松市とのかかわりについて
- ・地権者への対応等について

◎ 主な提供資料

- 高松市中心市街地活性化基本計画（概要版）
- 高松市街地MAP
- 高松市の概要
- 高松丸亀町商店街フロアガイド

公園芝生化事業

1 取り組みの目的及び経緯

高松市では、「高松市緑の基本計画」を平成14年3月に策定し、都市緑化施策の推進等、公園緑地を含めた緑の整備に積極的に取り組んできた。基本計画の基本方針の一つとして、「身近なみどりをつくり、育てる まちづくり（緑化の推進）」があり、その施策の一つに中央公園の芝生化が位置づけられている。昭和61年にオープンした中央公園の芝生広場は、市民の憩いの場、交流の場として広く親しまれていたが、その後、頻繁なイベント開催などに伴い、芝生の傷みが激しく、数年にわたり補植・養生を繰り返したものの、芝生の定着には至らなかった。市民から芝生広場の復活を望む声も多く寄せられていたため、当該事業に取り組むこととなった。

2 事業の概要・特徴

(1) 中央公園芝生化大作戦実行委員会

中央公園広場の芝生化について、地元自治会・周辺企業・中心市街地の商店街など、市民との協働により取り組むため、第1回中央公園芝生化大作戦実行委員会を平成21年4月28日に開催した。委員会参加者から、成長力が強く経済的なバミューダグラスのポット苗による芝生化（鳥取方式）の提案があり、さらに、維持管理についても、地元自治会や企業、商店街から協力の申し出があった。委員会の会議では、市民との協働による芝生の植えつけ作業を行うことを決定し、多くの市民に芝生の植えつけ作業への参加を呼びかけた。



中央公園

(高松市公園緑地課のホームページより)

(2) 中央公園芝生植えつけ作業

平成21年6月21日、中央公園において、地元自治会を初め、商店街・企業、小学校・保育所・幼稚園などから900名を超えるボランティアの参加を得て芝生の植えつけ作業を行った。ボランティアには苗、植えつけ手順と場所を記載

した文書及びスコップを配布し、事前に指定した場所で苗の植えつけ作業を依頼した。



平成21年6月21日（日曜日）芝生植えつけ作業の光景

（高松市公園緑地課ホームページより）

(3) 取り組みに要した経費

苗を植えつけられるように、かたくなった土壌を軟化させる作業費用450万円、スプリンクラーの設置費用150万円、苗代60万円（1株25円を2万6,000株）の合計約660万円支出した。今後の維持管理費として、肥料代17万円、芝刈り機のガソリン代1万3,000円、冬芝の種10万円の合計約28万円を見込んでいる。

3 取り組みの効果・成果

中央公園は年間を通じて数々のイベントが行われているが、芝生化された後、多くの市民が集い、大変なにぎわいを見せている。「砂ぼこりの飛散がなくなった」、「景観がよくなった」等の意見が寄せられている。統計はとっていないが、家族連れや幼稚園・保育園等の遠足での利用がふえた。

4 今後の課題

これまでは冬芝の種をまいていたが、翌年春の草むしりが大変なため、今後冬芝の種をまかないことを検討している。芝の整備に使用する芝刈り機を自前で所有しておらず、市内の小学校から借用しているため、恒常的な使用が困難である。また、ボランティアの協力を継続的に依頼していくことが課題として挙げられる。

◎ 主な質疑

- ・公園芝生の育成方法及び課題について
- ・天候による影響について
- ・芝生の植えつけ作業に携わるボランティアの構成について
- ・芝生の育成等の作業に関する日程調整について

◎ 主な提供資料

- ・高松市立中央公園概要
- ・中央公園芝生化大作戦説明資料

企業誘致支援・企業立地助成対象事業

1 取り組みの目的及び経緯

高知市は、北に四国山地、南に黒潮の暖流がめぐっている高知県中央部に位置する県庁所在地であり、高知県の経済、行政、文化の中心として発展した都市である。しかし、近年、人口減少やグローバル化・IT化の進展など社会環境の変化により、消費の域外流出や製造業の低迷等が続いてきた。さらに世界的経済不況の影響もあり、経済及び産業情勢はさらに悪化が進んでいる状況である。また、高知市は産業基盤も弱く、構造的に雇用課題を抱えており、全国的に景気が回復しても、引き続き厳しい雇用情勢が続くものと考えられる。その上、大消費地から遠隔である地理的ハンディや地方都市としては土地価格が高く、産業基盤を補完するような大規模な企業の誘致が困難な現状が続いている。高知市は高知県と連携し、コールセンター及びアウトソーシング業務を行う企業の誘致に積極的に取り組んでいるところである。

2 取り組みの概要・特色

(1) 概要

ア 県・市・出先機関による情報収集・広報

東京や大阪を中心とした県人会を通じた活動、毎年東京池袋のサンシャイン60で開催されているコールセンター業界の見本市への出展や業界専門誌への広告掲載等の広報活動を積極的に行っている。

イ 営業活動

企業アンケートや既存企業の口コミ等により、誘致候補の企業に対して時間をかけずに、積極的にPR活動を実施している。場合によっては、高知県の担当者と同行して活動を行ったり、市長・副市長によるトップセールスも行っている。

ウ 既に誘致した企業への定期的訪問

(2) 特色

ア 県・市連携による助成制度

コールセンター等について、高知市で3億3,000万円、高知県で6億7,000万円をそれぞれ上限としており、全国でもトップクラスの助成金額である。その内容も、常用雇用者についてだけでなく、研修費・通信費についても助成対象に盛り込むなどきめの細かいものとなっている。詳しい助成金交付条件及び助成項目の内容は別表のとおりである。

(別表) 高知市のコールセンター助成制度

助成金交付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち、雇用の期間の定めのない常用雇用者が20人以上であること。 ・ 操業開始の日から起算して1年以内の雇用者数に対する雇用の期間の定めのない常用雇用者数の割合がおおむね100分の80以上であること。
---------	---

助成項目	対象経費	内 容	助成内容
研修費		講師派遣費用、会場費、機器借り上げ費	2分の1以内の額 (限度額なし)
人材費	人材募集費	人材募集広告費、説明会会場借り上げ料	2分の1以内の額 (限度額なし)
通信費	一般回線	コールセンター発信の通話料	2分の1以内の額 (限度額月額5,000円)
雇用費	スーパーバイザー	オペレーター等を管理する者	1人当たり100万円
	常用雇用者	1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者	1人当たり50万円
	パートタイム労働者	1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者	1人当たり30万円
	障がい者	障害者雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者は、右金額を付加する。	1人当たり10万円
総限度額			3億3,000万円

イ 安価な初期投資費用

三大都市圏と比較し、家賃は安価である。高知市内中心部の相場は1坪当たり6,000～8,000円程度（都内の相場 1坪当たり約2万2,000円、大阪市内の相場 1坪当たり約1万2,000円）である。

ウ 容易な人材確保

有効求人倍率は平成16年度の0.43倍から、平成19年度は0.49倍に上昇していたが、平成20年度は0.41倍と減少している。特に、事務的職業に対する求職者の希望が高いが、有効求人倍率は0.15倍と求人が少ない。そのた

め、企業が求める基本的な能力が高い優秀な人材が確保しやすい。

エ 強い郷土愛

故郷に貢献したいと申し出る経営者が多い。また、土佐人ネットワークや全国各地にある県人会の活動が活発であることや高知県へUターンして就職を希望する人も少なくないことが挙げられる。

(3) 各種助成金支給実績

ア コールセンター 5 社助成金支給実績 合計 2 億41万2,000円

雇用 1 人当たり 70万6,000円

イ 事務系 3 社助成金支給実績

合計 1,569万1,000円

雇用 1 人当たり 50万6,000円

3 取り組みに対する評価

当初誘致した企業が厳しいノルマを課し、強引な営業活動を展開したため、市民や議会から誘致対象企業にふさわしくないのではないかとの意見があった。そのため、誘致する企業について、社会的信用力等を総合的に判断する方針を立て直した。

誘致した事業所からは、雇用した人材について、優秀な人材が多い（特に女性）と好評を得ている。中には営業所を拡大する事業所もあった。

4 今後の課題

(1) 制度自体の課題

業務拡大の場合の助成が不十分である。助成対象がきめ細かいため、事務処理の手続が煩雑であることが挙げられる。

(2) コールセンターという業種の特殊性

大量に社員を雇用するが、ほとんどが非正規社員であり、低水準の賃金である（6社平均 約14～15万円）。

(3) 正規職員中心の事務業種企業の誘致のための取り組み・制度拡充

コールセンターに限らず、総務等管理部門をアウトソーシングしている企業を誘致することにより、事務的職業に対する求職者への要望に対応することを目指す。

(4) 財政負担

長期的には高知市への市税収入及び雇用の増加の効果があるが、短期的には助成金の支出負担が重い。

◎ 主な質疑

- ・ 新たな企業誘致に向けた今後の方針について
- ・ 企業誘致のPR及び営業活動の手法について
- ・ 助成対象企業への支援措置の内容について
- ・ 助成対象企業が指定の取り消しになった場合の対応について

◎ 主な提供資料

- ・ 高知市企業誘致・立地助成対象事業の説明資料
- ・ 高知市の概要

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。